

平成29年国民生活基礎調査試験調査の実施について

6月1日と7月13日を調査日として、国民生活基礎調査試験調査を実施します。調査員がお伺いしたときは、調査へのご回答をお願いします。

※国民生活基礎調査試験調査は、毎年実施している国民生活基礎調査の調査手法の見直しや改善を行うために実施するものです。調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

■調査スケジュール

4月中旬頃～

世帯の名簿作成のため、調査員が世帯の人数などをお尋ねします。

6月1日の前後1～2週間程度の間

調査員が『世帯票（世帯用・世帯員用）』をお配りし、後日受け取りに伺います。

7月13日の前後1～2週間程度の間

調査員が『所得票』をお配りし、後日受け取りに伺います。

◎この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて、総務大臣の承認を得て行う、政府の一般統計調査です。

◎この調査は、国民生活基礎調査の平成31年大規模調査の企画に先立ち、統計委員会の諮問第82号の答申（平成28年1月21日）の課題である非標本誤差の縮小に向けて、現在の調査員回収は維持しつつも郵送回収による更なる回収率の向上を目指し、調査員訪問時の不在で世帯の方と接触できない世帯を対象とした郵送回収の導入の有効性について検証するための基礎資料を得ることを目的としています。

◎答えていただいた内容は、統計を作るためだけに用いられます。その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。

◎お伺いする調査員は、この調査の期間中、指定都市市長または特別区長から任命された地方公務員です。お宅を訪問するときには、調査員証を携帯していますのでご確認ください。